

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 和賀川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>技術評価項目の資料について 「技術評価項目－共通事項」に記載の 「床版取替工に伴う昼夜連続車線規制 期間が設計図書に示す工事の実施期間 以内の工事工程」とありますが、添付資 料で記載する工程表は、昼夜連続規制期 間の内、対面通行規制期間の工程表で、 記載する内容は床版取替工「付属物撤 去・舗装切削～防水工・舗装工・路面標 示・付帯工」でよろしいですか。</p>	<p>工程表は本工事の全体工程を記載してくださ い。</p>
2	<p>技術提案評価項目①の日数について 入札公告(説明書)「技術評価項目及び技 術評価基準」、「技術提案－社会要請－交 通の確保 評価項目①」には、「(昼夜連 続車線規制日数(実施工程案):和賀川 橋上下線 172 日、衣川橋上下線 88 日、 計 260 日)」とあります。 工程表を作成する上で、各橋梁の上下線 の対面通行規制期間の内訳を「日数」も しくは、「日付(開始日、終了日)」でご 教示願います。 和賀川橋につきましては、春施工と秋施 工の対面通行規制期間の内訳もご教示 願います。</p>	<p>標準案の対面通行規制期間は下記のとおりと なります。 和賀川橋(上り線):春施工 60 日 秋施工 60 日 和賀川橋(下り線):春施工 60 日 秋施工 60 日 衣川橋(上り線):62 日 衣川橋(下り線):62 日</p>
3	<p>対面通行規制の開始日及び終了日の作 業について 対面通行規制の開始日と終了日は、切り 替えに伴う作業が主作業となり、他の作 業が行えないと想定されますが、床版取 替工の一部として工程表に反映させる 必要がありますか。</p>	<p>車線切替に伴う作業は対面通行規制前後の昼 夜連続規制で行うことを想定しております。 床版取替工には車線切替に伴う作業は含まな いように工事工程を作成してください。</p>
4	<p>床版撤去・架設について 昼夜連続規制中は、トレーラーや大型ク レーンも含めて、本線の起終点の両側か らの工事箇所への出入りが可能でしょ うか。</p>	<p>設計図[渡り線]3/48～20/48 に示す工事車両出 入口を使用し、工事箇所へ出入りすることは可 能です。</p>

5	<p>衣川橋の施工について</p> <p>村道 衣川橋六道線を使用した資機材の運搬・通行(ラフテレンクレーン、コンクリートポンプ車、アジテータ車)等は可能でしょうか。</p> <p>また、上記に伴う A2 橋台から P2 橋脚にかけての橋梁下の河川敷は、本工事での使用は可能でしょうか。</p>	<p>資機材の運搬・通行、橋梁下の使用は可能ですが、実際の通行及び橋梁下の河川敷の使用にあたっては関係機関との協議が必要となります。</p>
6	<p>和賀川の施工について</p> <p>市道 1053062 号線、市道 5013277 号線、市道 5013278 号線を使用した資機材の運搬・通行(ラフテレンクレーン、コンクリートポンプ車、アジテータ車)等は可能でしょうか。</p> <p>また、上記に伴う A2 橋台から P10 橋脚、A1 橋台から P4 橋脚にかけての橋梁下の河川敷は、本工事での使用は可能でしょうか。</p>	<p>資機材の運搬・通行、橋梁下の使用は可能ですが、P4 橋脚は河川内のため A1 橋台側は A1 橋台～P3 橋脚間となります。実際の通行及び橋梁下の河川敷の使用にあたっては関係機関との協議が必要となります。</p>
7	<p>和賀川橋の下り線の施工について</p> <p>A1 橋台から P3 橋脚の区間において、更新に関わる昼夜連続車線規制(対面通行規制)中に関連する作業は、伸縮装置の撤去・設置、舗装の撤去・設置と認識しておりますが、図面番号「17/103」の断面図には、壁高欄が記載されております。</p> <p>A1 橋台から P3 橋脚まで、ガードレールから壁高欄への更新は、昼夜連続車線規制(対面通行規制)期間中の作業に含まれますか。</p>	<p>設計図[和賀川橋(下り線)]17/103は橋面舗装工に関する図面であり、A1～P3間はガードレールから壁高欄への更新は行いません。</p>
8	<p>和賀川橋、衣川橋ともにスタッドジベル(φ22×200)についてですが、特に記載が無いので高強度を使用しなくても問題無いでしょうか。</p>	<p>設計要領第二集橋梁保全編5章4-11「使用材料」を満足する材料であれば問題ありません。</p>
9	<p>金抜設計書 番号:17</p> <p>オーバーレイ工 K I (t=5cm) 7,475m² についてですが、仕上がり密度について提示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>土木工事積算基準第12編舗装工2-2「仕上り密度」に記載のとおり、各工種別の仕上り密度は、貴社の過去の施工実績値又は試験結果より算出願います。</p>
10	<p>金抜設計書 番号:136、137</p> <p>路面標示消去工 A 中央破線、W=15cm 黒上塗 7,160m</p> <p>路面標示消去工 B 外側線、W=20cm 黒上塗 9,560m</p> <p>についてですが、黒上塗塗料仕様について</p>	<p>特記仕様書26-34「路面標示消去工」に示すとおり、材料は加熱型塗料とし、使用に当たり監督員の確認を得るものとします。</p>

	て提示していただくことは可能でしょうか。	
1 1	<p>入札公告（説明書）P.8 技術評価の評価項目等評価項目①における昼夜連続車線規制日数（実施工標準案）についてですが、和賀川橋④⑤172日、衣川橋④⑤88日、計260日とは、『付属物撤去・舗装切削～防水工・舗装工・路面標示・付帯工』の施工を実施する交通規制日数、『車線シフトは含まない』の意味は、渡り線工事施工期間は含まないの意味であり</p> <p>【和賀川橋】 対面交通規制（昼夜連続）Ⅲ×Ⅰ×Ⅰ×60×4 規制（240日）</p> <p>【衣川橋】 対面交通規制（昼夜連続）Ⅲ×Ⅰ×Ⅰ×62×2 規制（124日）</p> <p>上記の日数に現場閉所率が28.5%以上（8日/28日）を考慮した日数との認識でよろしかったでしょうか？</p> <p>【和賀川橋】 240日×71.5%（100-28.5）≒172日</p> <p>【衣川橋】 124日×71.5%（100-28.5）≒88日</p>	<p>昼夜連続車線規制日数（実施工標準案）とは、「付属物撤去・舗装切削～防水工・舗装工・路面標示・付帯工」の施工を実施する交通規制日数であり、渡り線工事施工期間は含みません。対面通行規制日数の和賀川橋240日、衣川橋124日は、週休2日を考慮した日数となります。</p>